



令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (設備の高効率化改修支援事業)

公募説明会資料 (全般)

令和 2 年 5 月
一般財団法人 栃木県環境技術協会



本日の内容（目次）

1. 事業目的
2. 事業メニュー
3. 設備の高効率化改修支援事業全般の概要
4. 事業の特徴
5. 一般共通事項



1. 事業目的

- ◆ 2030年度において、温室効果ガスを 2013年度比26.0%減との中期目標に向けて、分野を問わずCO2排出量削減を着実に実行する必要があります。
- ◆ 削減目標達成には、熱利用をはじめとする脱炭素型社会の実現 や民生部門における省エネ手法等を一般化し普及を図ることが必要です。そのために本事業は、次の4つの事業を対象としています。



2. 事業メニュー

I. 設備事業

設備の高効率化改修による省CO2促進事業

II. 熱利用事業

熱利用設備の低炭素・脱炭素化による省CO2促進事業

III. 温泉事業

温泉供給設備高効率化改修による省CO2促進事業

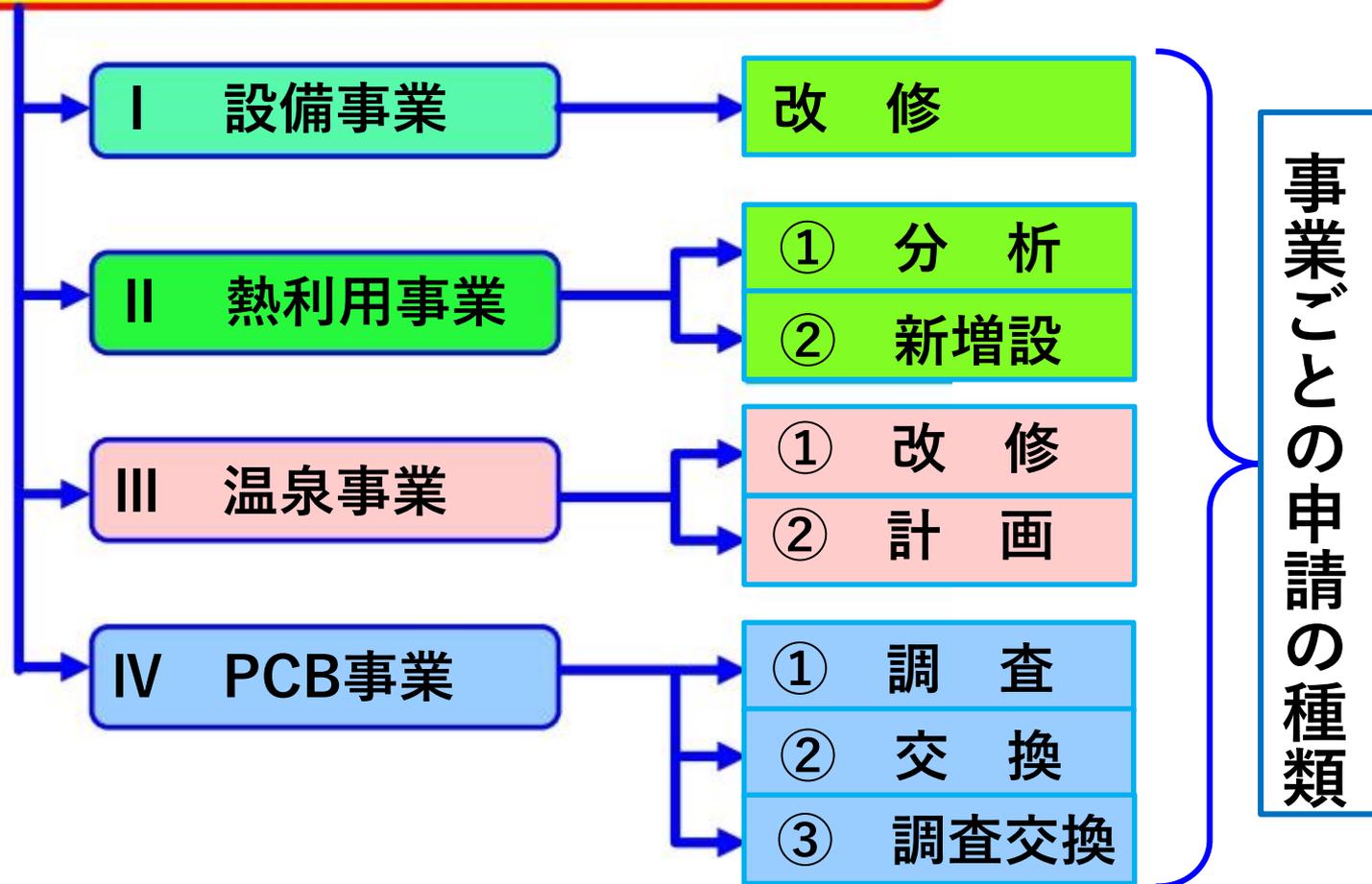
IV. PCB事業

中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業



3. 設備の高効率化改修支援事業の概要

設備の高効率化改修支援事業





4. 各事業の特徴

事業	公募期間	応募～交付決定までの手順	事業期間	補助率 交付規程別表第1による
I 設備事業	R2年5月7日 ～ R2年6月10日	1 応募申請 2 審査 3 採択 4 交付申請 5 交付決定 (事業開始)	単年度事業 交付決定日～ R3年2月28日	補助対象経費の 1/3、1/2、2/3
II 熱利用事業	公募の結果、 予算に余裕 があれば 2次公募を 実施		複数年度事業 (最長2年度) 交付決定日～ R3年2月28日 (R4年2月28日)	分析：補助対象費 (上限100万円) 新增設：補助対象経 費の1/3、1/2、 2/3
III 温泉事業			改修：補助対象経費 の1/2 計画：補助対象経 費(上限1000万円)	
IV PCB事業	R2年5月7日 ～ R3年1月29日 予算に達し 次第締め切る	1 交付申請 2 審査 3 交付決定 (事業開始) 交付決定を 採択とする	単年度事業 交付決定日～ R3年2月28日	調査 補助対象経費の 1/10(上限50万円) 交換 補助対象経費の 1/3



5. 一般共通事項 (目次)

1. 補助金の応募をされる皆様へ
2. 事業内容
 - (1) 対象事業の基本的要件
 - (2) 応募者・事業者
 - (3) 補助対象となる経費
 - (4) 補助事業期間
3. 補助金の全体フロー
4. 応募方法
 - (1) 公募・選定
 - (2) 採択・交付申請・交付決定
 - (3) 事業開始・補助金交付
5. 公募期間
6. 応募書類
7. 採択結果の公表
8. 留意事項等



1. 補助金の応募をされる皆様へ

- ◆ 虚偽の内容を記載・提出した場合等は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- ◆ 交付決定通知前の発注・支出は交付対象になりません。
- ◆ 補助金で取得し、又は効用の増加した財産を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に協会の承認を受けなければなりません。
- ◆ 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて現地調査等を行います。
- ◆ 補助金に係る不正行為に対しては、法律に刑事罰等を課す旨規定されています。
- ◆ 「暴力団排除に関する誓約書」の誓約が必要です。

2.事業内容 (1)対象事業の基本的要件

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- ② 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。
- ③ 公募要領「別紙」に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。（固定価格買取制度による売電が行われないものであることを含む。）



2. 事業内容 (2)応募者・事業者

< 応募者 >

補助事業に参画する**全ての事業者が各事業の「補助金の交付を申請できる者」に該当すること。**

< 事業者 >

◆ 代表事業者

補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、**当該補助事業により財産を取得する者**

◆ 共同事業者

代表事業者と共同で事業を実施する事業者



2.事業内容 (2)応募者・事業者

- ◆ 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。
- ◆ 応募手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可能。

ファイナンスリースを利用する場合

- ◆ 代表事業者はファイナンスリース事業者とすること。
- ◆ リース料から補助金相当額が減額されていること、及び補助事業により導入した設備等を法定耐用年数期間まで継続して使用する契約内容であることを証明できる書類の提出が必要。



2.事業内容 (3)補助対象となる経費

- ◆ 交付決定日から令和3年2月28日までの経費が対象
- ◆ 補助対象設備の整備・改修に係る経費が対象であり、かつ当該期間までに支払いを完了すること。
 - 補助対象経費の詳細は交付規程 別表第1を参照のこと。
 - 交付規程 別表第2に従って、【別紙2】の積算内訳に記入し、経費内訳の資料を提出すること。
- ◆ 既存設備の撤去・移設費・廃却費、公官庁への申請、届出費用、本補助金への応募・申請経費等については補助対象外。



2. 事業内容 (4)補助事業期間

- ◆ 交付決定日（事業開始日）から事業を開始し、遅くとも **令和3年2月28日まで**に事業を完了すること。
- ◆ 熱利用事業、温泉事業で**複数年度にわたる事業**
 - 2年度までの**全工程を含めた実施スケジュール**とすること。
 - 年度ごとに**工事を切り分けて**事業を実施すること。
 - 次年度の補助金を約束するものではない。
- ◆ 事業の完了日
 - 補助事業の工事完了後、**支払が完了した日**。
 - 完了実績報告書に**請求書・支払証明する書類**を添付すること。
 - 精算払請求までに、施工業者の**領収書等を協会に提出**すること。



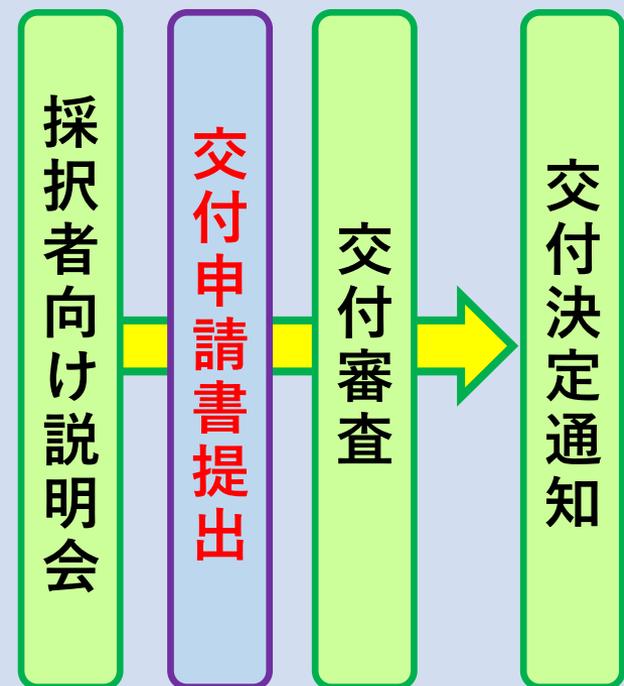
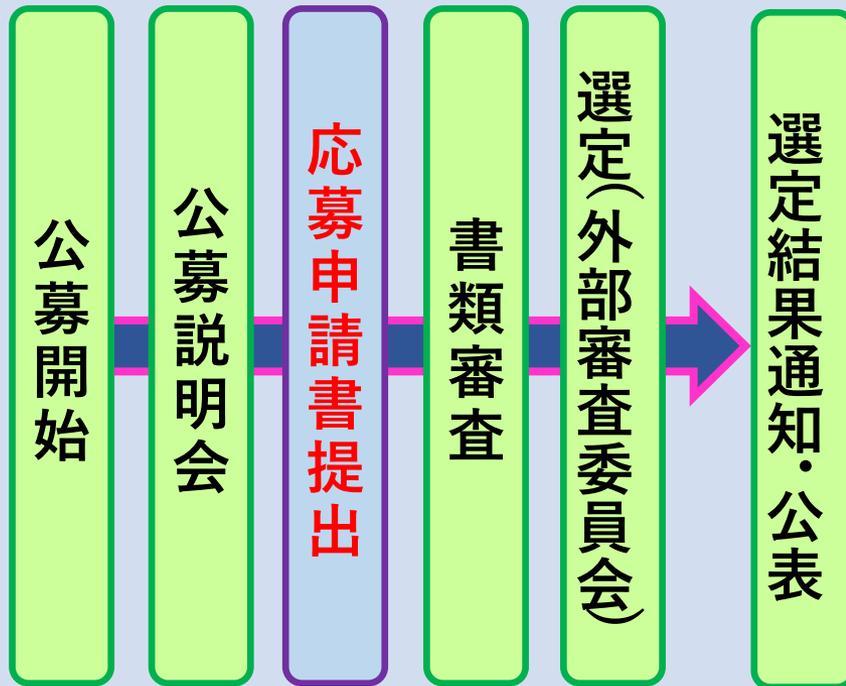
3. 補助金の全体フロー 1

応募者が実施

協会が実施

Step 1 (公募～選定)

Step 2 (交付申請～交付決定)



※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので申請手順が異なります。

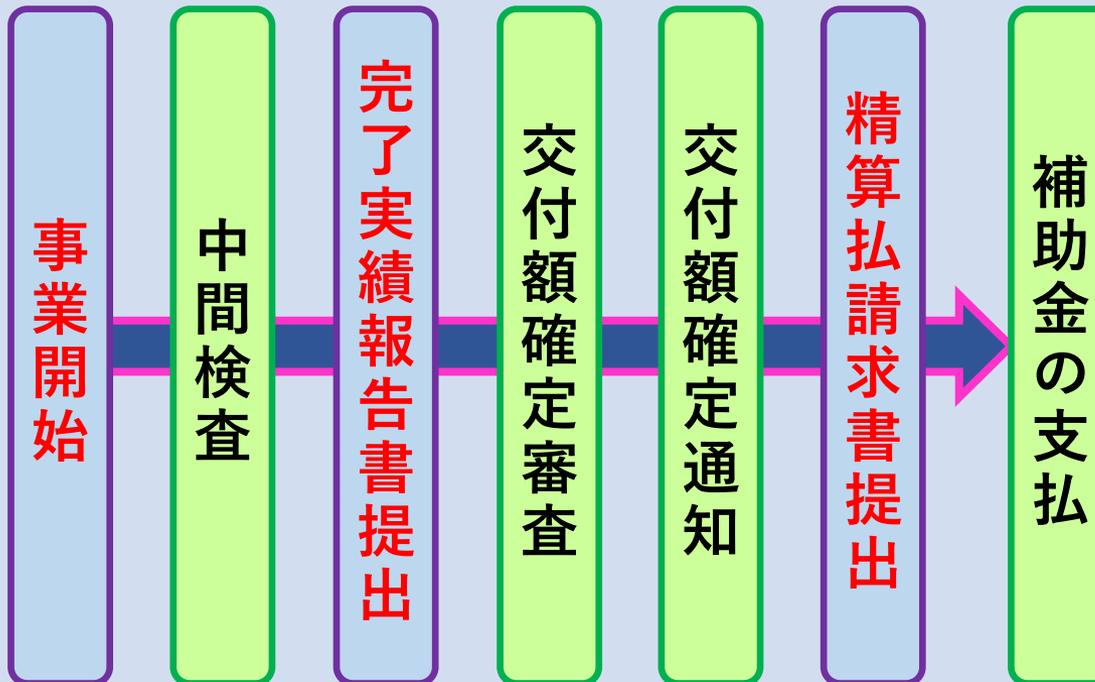


3. 補助金の全体フロー 2

応募者が実施

協会が実施

Step 3 (事業開始～補助金支払)



※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので申請手順が異なります。



3. 補助金の全体フロー（事業完了後）

応募者が実施

事業完了後

① 様式第16事業報告書の提出

初回

2回

3回

事業完了日～
令和4年3月31日まで
成果をまとめて事業
報告書を令和4年4月
30日までに提出

令和4年4月1日～
令和5年3月31日まで
成果をまとめて事業
報告書を令和5年4月
30日までに提出

令和5年4月1日～
令和6年3月31日まで
成果をまとめて事業
報告書を令和6年4月
30日までに提出

② 帳簿・全ての証拠書類等は、補助事業の完了年度の終了後 5年間保存

- ※ 2年度に渡る事業の場合は、**2年度目の事業完了日以降**
- ※ **分析・計画・調査事業のみ**を実施した場合は**報告不要**
- ※ 事業報告書は、**環境大臣あて**に提出



4. 応募方法 (1)公募・選定

- ◆ 一般公募
 - ◆ 申請書より、協会にて書類審査(1次審査)
 - ◆ 審査委員会(2次審査)で、費用対効果・波及効果等を審査基準に基づいて厳正に審査し選定
- PCB事業は選定手順が異なります。
 - 審査結果に対する御意見には対応できません。
 - 審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることがあります。



4. 応募方法 (2)採択・交付申請・交付決定

- ◆ 補助事業が採択された事業者に、**7月頃**（予定）に**採択通知**
- ◆ 採択者説明会の開催は、中止の可能性がります
- ◆ PCB事業の採択者説明会は予定していません
- ◆ 採択者は、補助金の**交付申請書**を提出
- ◆ 協会は交付申請書を審査し、交付決定
- ◆ 協会は交付決定通知を発行



4. 応募方法 (3)事業開始・補助金交付

- ◆ 交付決定通知受領後、事業を開始
 - ◆ 補助事業者は、進捗報告(月次報告)を提出
 - ◆ 補助事業者は、事業完了後、完了実績報告書を提出
 - ◆ 協会は、進捗報告・完了実績報告書に基づき原則として
現地調査を実施
 - ◆ 協会は完了実績報告書を審査し、補助金額を決定し、補助金の交付額確定通知書を発行
 - ◆ 補助事業者は、精算払請求書を提出
 - ◆ 協会は、精算払請求書を受領後、補助金を交付
- ※ 交付規程第8条、第10条、第11条、第12条をご確認ください。



5. 応募期間

令和2年5月7日(木)から6月10日(水)15:00必着

- ◆ 配達記録の残る方法で郵送（持込は不可）
- ◆ 遅延が協会に起因しないものは受理しません。
- ◆ 予算に余裕があれば2次公募を実施します。
- ◆ PCB事業は令和3年1月29日まで、受け付けます。
予算に達し次第締め切ります。



6. 応募書類 (1) 提出書類

- ◆ 提出書類は、それぞれの説明会資料を確認ください。
- ◆ 様式、別紙は必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成してください。
- ◆ 応募は **1 施設単位**で行うこと。同一事業所で複数施設がある場合、まとめて申請してください。



6. 応募書類 (2)提出先

◆ 宛名面に『**応募事業者名**』・『**事業名**』を朱記書きしてください。

- 令和2年度 設備事業
- 令和2年度 熱利用事業
- 令和2年度 温泉事業
- 令和2年度 PCB事業

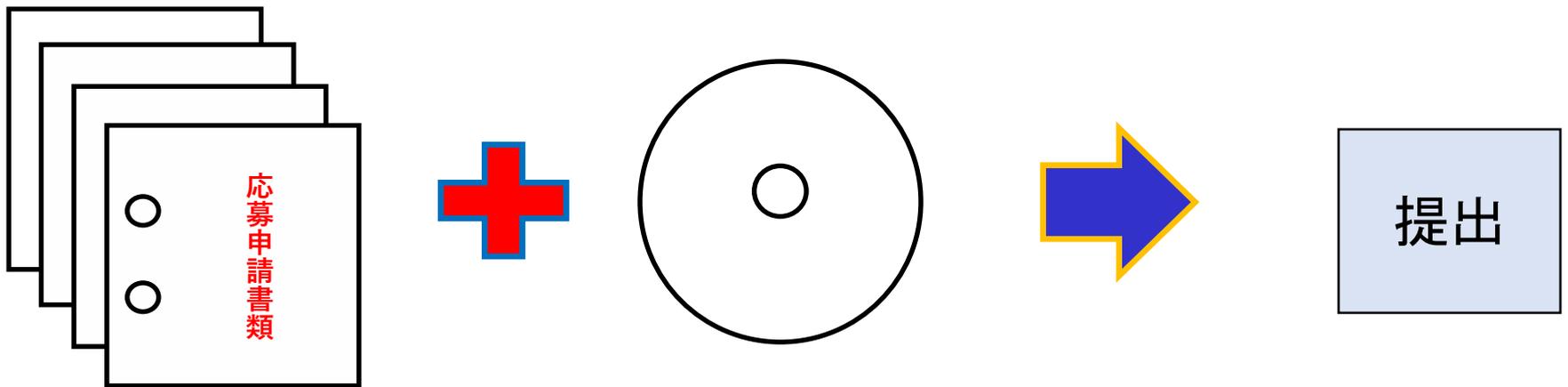
◆ 提出先

一般財団法人 栃木県環境技術協会 補助事業部
〒329-1198 栃木県宇都宮市下岡本町2145-13



6. 応募書類 (3)提出部数

- ◆ 正本：1部
- ◆ 副本：1部（副本は別紙1・別紙2のみ）
- ◆ 番号順にインデックスラベルを付けてファイル
- ◆ 電子媒体(CD/DVD)：1部（正本の内容すべて）
CD/DVDに応募者名・事業名を記入



※ PCB事業は交付申請書の提出から始まるので提出書類が異なります。



7.採択結果の公表

- ◆ 採択結果を応募事業者に通知
- ◆ 採択事業者名・事業概要を協会HPに公表
URL：<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>

※ PCB事業は、決定後、個別に選定結果を通知



8. 留意事項 (1)経理

- ◆ 補助事業経費の帳簿と証憑類の管理
 - 見積書
 - 発注書
 - 契約書
 - 検収書
 - 請求書
 - 領収書等支払を証する書類等

- ◆ 他の経理と明確に区分して管理

- ◆ 補助事業完了後、5年間いつでも閲覧できるように保存



8.留意事項(2)自社調達を行う場合の利益等排除

- ◆ 補助対象経費の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。
- ◆ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、**原価**（当該調達品の製造原価など）を計上すること。
- ◆ 製造原価の算出が困難な場合、合理的説明をもって原価として認める場合があります。その根拠となる資料を提出してください。



8.留意事項 (3)補助対象設備の財産管理

- ◆ 補助事業により取得した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ協会の承認が必要。
- ◆ 協会の承認を受けないで法定耐用年数期間内に、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄等を行った場合、補助金の一部返還が生じる場合があります。
- ◆ 補助事業により取得した財産は、取得財産等管理台帳を整備してください。
- ◆ 原則、法定耐用年数期間内は使用してください。



お問い合わせ先

<お問い合わせ先>

一般財団法人栃木県環境技術協会 補助事業部

mail : tochikankyou.hojo@nifty.com

<質問票>

<http://tochikankyou.com/hojo/index.html>

- 公募についてのお問い合わせは、協会・補助事業ホームページの『お問い合わせ』ページにフォームを掲載しています。
- 質問事項を記入して『メールを送信する』をクリックするとメーラーが起動します。
- お問い合わせの期間：令和2年6月3日（水）まで



ありがとうございました

◆引き続き、それぞれの事業の資料をご確認ください

I 設備事業

II 熱利用事業

III 温泉事業

IV PCB事業

一般財団法人 栃木県環境技術協会